



島根県報

令和2年6月5日（金）

第 112 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県立都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (都 市 計 画 課) 2

【告 示】

解除予定保安林 (森 林 整 備 課) 2

保安林の指定の解除 (") 2

島根県中小企業制度融資要綱の一部改正 (中 小 企 業 課) 3

【訓 令】

島根県農林水産会議規程の一部改正 (農 林 水 産 総 務 課) 3

【特定調達公告】

島根県税務総合オンラインシステム基盤に係る機器・ソフトウェアの借入及び保
守に係る一般競争入札の実施 (税 務 課) 3

運転免許証等作成用消耗品の購入に係る随意契約の相手方等 (警 察 本 部) 6

【選管告示】

政治資金規正法の規定による設立の届出のあった政治団体 7

政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体 7

政治資金規正法の規定による解散の届出のあった政治団体 8

政治資金規正法の規定による届出のあった資金管理団体 9

政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった資金管理団体 9

政治資金規正法の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管
理団体 9

【人委告示】

令和2年度島根県職員採用大学卒業程度試験の実施の変更 9

令和2年度島根県職員採用大学卒業程度試験（行政B（自己アピール型））の実
施（延期分）の変更 10

公布された条例等のあらまし

◇島根県立都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第62号）

島根県立都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日は、令和2年6月13日とすることとした。

規 則

島根県立都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和2年6月5日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第62号

島根県立都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

島根県立都市公園条例の一部を改正する条例（令和元年島根県条例第29号）の施行期日は、令和2年6月13日とする。

告 示**島根県告示第375号**

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年6月5日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除予定保安林の所在場所
益田市匹見町道川イ1078-16
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養かん
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第376号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和2年6月5日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除に係る保安林の所在場所
安来市広瀬町奥田原2279-9、2279-10、2280-6、2280-7
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養かん
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第377号

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）の一部を次のように改正する。

令和2年6月5日

島根県知事 丸 山 達 也

第6条第5号中「、求償権が連帯保証債務に係るもの等であり」を削る。

附則に次の1項を加える。

- 13 経済変動等資金「新型コロナウイルス感染症対応資金」（県単独制度に係るものを除く。）に係る制度融資については、第6条第4号の規定は適用しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和2年6月5日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の島根県中小企業制度融資要綱の規定は、令和2年5月1日以後の認定（保証承諾分を含む。以下同じ。）に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

訓 令**島根県訓令第11号**

地 域 振 興 部
農 林 水 産 部
中山間地域研究センター
農 業 技 術 セ ン タ ー
畜 産 技 術 セ ン タ ー
水 産 技 術 セ ン タ ー

島根県農林水産会議規程（昭和47年島根県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

令和2年6月5日

島根県知事 丸 山 達 也

第3条第1項第2号中「しまね暮らし推進課長」を「中山間地域・離島振興課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年6月5日から施行する。

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和2年6月5日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 入札に付する事項

(1) 入札内容

島根県税務総合オンラインシステム基盤に係る機器・ソフトウェアの借入及び保守一式

(2) 入札案件の仕様等

「島根県税務総合オンラインシステム基盤に係る機器・ソフトウェアの借入及び保守業務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 期間

ア 業務期間

契約日から令和8年6月30日まで

イ リース及び保守期間

令和2年12月1日から令和8年6月30日まで（67月）

(4) 納入期限

令和2年11月30日（月）（開発場所への納入期限）

(5) 納入場所

ア 設定及びテスト場所

島根県が別途指定するシステム開発場所

イ 設置場所

島根県が別途指定するデータセンター

(6) その他

入札説明会は実施しない。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させているものでないこと。

(4) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

(5) 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

(6) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。

(7) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。

(8) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(9) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(10) 要求する機能実現に必要な技術的能力を有すると認められること。

(11) 機器、ソフトウェア等の使用方法のサポート、障害発生時・部品取替等に迅速に対応できる者であること。

3 入札方法

(1) この案件は、電子入札対象案件である。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載すること。

4 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和2年6月26日（金）午後5時までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

5 入札期間、開札の日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

令和2年7月15日（水）午前11時から同月16日（木）午後4時まで

(2) 書面による入札の日時及び場所等

ア 日時

令和2年7月16日（木）午後4時まで

イ 場所

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県庁舎1階

島根県総務部税務課 税務電算グループ

電話番号：0852-22-6033 F A X：0852-22-6038

電子メール：zeimu@pref.shimane.lg.jp

ウ 郵便による入札については、令和2年7月17日（金）正午まで（必着）に、イの場所に書留郵便により郵送すること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年7月17日（金）午後1時30分

イ 場所

(2)のイの場所

6 入札説明書の交付方法

(1) 交付条件

本公告の日から令和2年6月26日（金）までの間、電子調達システムに掲載している「守秘義務の遵守に関する誓約書」を以下の方法で提出した者に対して交付する。

ア 電子メールによる提出

5の(2)のイにある電子メールアドレス宛に誓約書を添付して送付すること。

また、書面についても5の(2)のイの場所に別途郵送又は持参すること。

イ 郵送又は持参による提出

5の(2)のイの場所に郵送又は持参すること。

(2) 交付期間

本公告の日から令和2年6月26日（金）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 交付方法

原則、電子メールに添付して交付するため、送信先の電子メールアドレスを併せて提示すること。

なお、これにより難しい場合は郵送又は5の(2)のイの場所で交付する。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上の入札保証金を入札時に納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条の各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき、定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県総務部税務課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be required : Borrowing and maintenance of equipment and software related to Shimane Prefecture Taxation General Online System infrastructure 1set

(2) Bid Submission Period : From 11 : 00 a.m. July 15, 2020 to 4 : 00 p.m. July 16, 2020

(Deadline for bids by registered mail : 12 : 00 p.m. July 16, 2020)

(3) Date of Bid Opening : 1 : 30 p.m. July 17, 2020

(4) Contact point for the notice : Taxation Computer Group, Taxation Division, Department of General Affairs, Shimane Prefectural Government, 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8501 Japan

TEL : 0852-22-6033 FAX : 0852-22-6038

Email : zeimu@pref.shimane.lg.jp

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島

根県規則第83号) 第9条の規定により公告する。

令和2年6月5日

島根県警察本部長 堀 内 尚

1 件名及び数量

運転免許証等作成用消耗品

- (1) IC運転免許証基体カード 128箱
- (2) 運転経歴証明書基体カード 14箱
- (3) インクリボン 62箱

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

令和2年5月13日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社DNPアイディシステム 代表取締役 尾崎 信太郎 東京都新宿区新宿四丁目3-17

5 随意契約に係る契約金額

- (1) IC運転免許証基体カード 511,200円 (単価契約、消費税及び地方消費税の額を含まない。)
- (2) 運転経歴証明書基体カード 150,600円 (単価契約、消費税及び地方消費税の額を含まない。)
- (3) インクリボン 140,000円 (単価契約、消費税及び地方消費税の額を含まない。)

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和2年6月5日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
玉木満後援会	玉木 満	玉木 満	出雲市灘分町2076	令和2年5月7日
西村まこと後援会	西村 亮	西村 弘子	出雲市地合町328	令和2年5月1日
めぐみ会	久城 恵治	瀧本 雅彦	益田市本町1-57	令和2年5月15日
湯浅まりこ後援会	渡部 実	角 庄市	出雲市島村町187	令和2年5月8日

島根県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和2年6月5日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
自由民主党島根町支部	石橋 梶広	代表者の氏名	石橋 梶広	松蔭 嘉夫	令和2年4月15日
		主たる事務所の所在地	松江市島根町加賀353	松江市島根町大芦1501	

2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
石倉茂美後援会	石倉 茂美	会計責任者の氏名	田中 佳穂	石倉 八代江	令和2年5月25日
大賀満成後援会	近藤 政男	代表者の氏名	近藤 政男	森内 博	令和2年2月1日
小沢ひでかず後援会	小沢 佳子	代表者の氏名	小沢 佳子	小澤 秀多	令和2年3月26日
河村賢治後援会	鳶川 秀信	会計責任者の氏名	河村 みどり	杉原 誠信	令和元年5月10日
島根県清酒産業振興会	板倉 啓治	会計責任者の氏名	柴田 政樹	桑原 隆	平成31年4月1日
保科孝充後援会	保科 孝充	会計責任者の氏名	保科 幸子	保科 幸治	令和元年9月10日
山本浩章後援会	山本 浩章	主たる事務所の所在地	益田市元町12-20	益田市高津七丁目11-14	令和2年4月1日
吉田雅紀後援会	青田 裕一	代表者の氏名	青田 裕一	葛西 清秀	令和2年3月1日

島根県選挙管理委員会告示第17号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年6月5日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	解散年月日
板倉明弘後援会	板倉 明弘	令和2年3月1日
小沢ひでかず後援会	小沢 佳子	令和2年3月26日
清水まさふみ後援会	清水 優文	令和2年3月31日

市民と野党で希望ある政治へ中林よし子さんを応援する島根の会	岡崎 由美子	令和2年3月30日
三宅実後援会	尾崎 順和	令和2年3月31日

島根県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

令和2年6月5日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日
玉木 満	出雲市議会議員	玉木満後援会	出雲市灘分町2076	玉木 満	令和2年5月1日
久城 恵治	益田市長	めぐみ会	益田市本町1-57	久城 恵治	令和2年4月15日

島根県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により異動事項の届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

令和2年6月5日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
山本 浩章	山本浩章後援会	主たる事務所の所在地	益田市元町12-20	益田市高津七丁目11-14	令和2年4月1日

島根県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

令和2年6月5日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
板倉 明弘	板倉明弘後援会	令和2年3月1日
小沢 佳子	小沢ひでかず後援会	令和2年3月26日
清水 優文	清水まさふみ後援会	令和2年3月31日

人 事 委 員 会 告 示

島根県人事委員会告示第9号

令和2年島根県人事委員会告示第5号で告示した令和2年度島根県職員採用大学卒業程度試験の実施を次のとおり変更するので告示する。

令和2年6月5日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

1 変更事項

東京都における試験場

2 変更内容

変更前	変更後
明治学院大学（白金キャンパス）本館 （港区白金台）	ビジョンセンター東京八重洲南口 （中央区八重洲）

島根県人事委員会告示第10号

令和2年島根県人事委員会告示第7号で告示した令和2年度島根県職員採用大学卒業程度試験（行政B（自己アピール型））の実施（延期分）を次のとおり変更するので告示する。

令和2年6月5日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

1 変更事項

東京都における試験場

2 変更内容

変更前	変更後
明治学院大学（白金キャンパス） （港区白金台）	ビジョンセンター東京八重洲南口 （中央区八重洲）